

「第二次滋賀県再犯防止推進計画」(素案) に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和5年12月18日(月)から令和6年1月17日(水)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、「第二次滋賀県再犯防止推進計画」(素案)についての意見・情報の募集を行った結果、県民から合計2件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

※()内は内数

項 目	県民	団体等	市町
概要版			
第1章 計画の策定にあたって			
第2章 本県の再犯防止を取り巻く状況			
第3章 第一次滋賀県再犯防止推進計画の取組・課題			
第4章 基本理念と基本目標			
第5章 基本施策	2件		
1 国・市町・民間団体等との連携強化			
2 就労・住居の確保	(2)		
3 保健医療・福祉的支援の充実			
4 非行防止と修学支援の実施			
5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進			
第6章 計画の進行管理			
計	2件	0件	0件

合計 2件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

NO	頁	行	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
本編				
第5章 基本施策				
2 就労・住居の確保				
1	14	4	<p>「再犯の防止等を推進する上で重要な要素です。」を「犯罪の防止等・・・」に修正するよう提案する。</p> <p><理由> 「適切な居住先の確保についても、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できない等の課題があります。」 これは再犯にかかわらず、家庭事情や高齢などの要因においても生じる課題であり、まず罪を犯す前に広く相談窓口や就労・居住先の確保につながるべきである。 まずは、教育課程において、行政との関わりの中で相談窓口の存在を周知し、相談と対策ができるようにすべきと思う。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 適切な就労や居住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で重要な要素です。</p> <p>【修正後】 適切な就労や居住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、犯罪の防止等を推進する上で重要な要素です。</p> <p>また、周知方法につきましては、いただいた御意見を参考にさせていただきます</p>
2	16	11	<p>「犯罪行為を起因とする離職等により」を「犯罪行為を起因とする離職等でも」に修正するよう提案する。</p> <p>さらに犯罪を犯す「前」に支援を受けることを誘導する文言にする。</p> <p><理由> 罪を犯さない方が支給額が多い事を具体例を明記すべきだと思う。 「犯罪行為を起因とする離職等により、住居を喪失またはそのおそれのある人に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金を支給します。」とあるが罪を犯すことで支給されると読める。 犯罪の予防の視点も踏まえる必要がある</p>	<p>住居確保給付金につきましては、犯罪歴に応じて支給額が異なるものではありません。</p> <p>しかし、罪を犯す前に支援を受けることは御意見のとおり重要であることから、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 犯罪行為を起因とする離職等により、住居を喪失またはそのおそれのある人に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金を支給します。</p> <p>【修正後】 離職等に伴う収入減少により、経済的に困窮し、住居を喪失またはそのおそれのある人に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金を支給します。</p>